別添1

育児面談シート（男性用）



1　該当する□をチェックし、該当事項全てを記載すること。

2　復職前には再度、育児環境等について面談等を行うこと。

3　育児環境に変化があった場合は、必要に応じて所属長に申告すること。

面談日	年　　月　　日
所　属	
係　名	
階級等	
氏　名	

配偶者の健康状態	□　良好　　□　不良（状態：　　）				
	（現在　　か月目）				
今後の予定	出産（予定）日	令和　　年　　月　　日（第　　子）　（□予定日　□出生日）			
	通院先	市　　町（病院名：　　）			
	出産時の予定居住地（配偶者）	□自宅　□実家　□その他（　　）［※自宅以外の場合 住所：］			
		入院する病院が通院先と異なる場合は病院名　（　　）			
育児環境	現在の子供の人数・年齢	未就学児	人（　歳、　歳）	小学生	人（　歳、　歳）
		中学生	人（　歳、　歳）		
	子供の健康状態	※現在の子供さんの健康状態について、知ってもらいたいことがあれば記載してください。			
	配偶者	氏　名		職　業	
		勤務先			
		緊急連絡先（電話番号）			
		深夜勤務（当直）の有無	□ あり（月　回程度）　□ なし		
	協力可能な近親者等	□　本人方［□ 同居の父・母　□ 別居の父・母　□ その他（続柄：　）］			
		□　配偶者方［□ 同居の父・母　□ 別居の父・母　□ その他（続柄：　）］			
		□　その他　（　）			
		□　協力可能者なし			
		協力状況	□ 出産予定日前後に帰省　□ その他（　） □ 子の一時預かり、保育園等送迎		
		□ 毎日制勤務　□ 交替制勤務 ・ 時間外勤務の頻度　（週　回、　時間程度） ・ 当直勤務　□ あり（　日に１回）　□ なし ・ 休日勤務の頻度　（月に　回）			

別添1

利用希望する制度	区　分		内　容	ﾊﾝﾄﾞﾌﾞｯｸ該当頁
	休暇制度（特別休暇）	□ 配偶者の出産休暇	配偶者が出産するため病院に入院する等の日から、出産後２週間の期間内に取得できる 【１日又は１時間単位で３日以内】	8
		□ 男性職員の育児参加休暇	配偶者の出産予定日の８週間（多胎は14週間）前の日から出産日後１年間以内において、当該出産に係る子又は未就学児の養育のために取得できる（ただし、第一子の場合は、出産前にはまだ取得事由がないため、出産後１年間の期間のみ） 【１日又は１時間単位で５日以内】	9
		□ 育児休暇	２歳に達しない子を育てるため授乳や保育園の送迎等の必要がある場合、取得できる ※男性職員にあっては配偶者がその子を育てる(世話する)ことができない場合に限る ・１日２回：（１回45分＋往復時間）×２回 ・１日２回：（１回30分＋往復時間）＋（１回60分＋往復時間） ・１日１回：90分＋往復時間 （１歳６か月未満） ・１日２回：（１回30分＋往復時間）×２回 ・１日１回：60分＋往復時間 （１歳６か月～２歳未満）	9
		□ 子の看護等休暇	小学校３年生修了時までの子について、下記の要件に該当する場合、１日又は１時間単位で年５日／小学校3年生修了時までの子が２人以上の場合は10日取得できる 〇病気やけがで子を看護する必要がある場合（予防接種・健康診断を含む。） 〇入園（小学校入学）式、卒園（小学校卒業）式への参列【小学校６年生の子に係る卒業式への参列については別途「看護等休暇」で取得可能】 〇感染症に伴う学級閉鎖【小学校４年～６年生修了時までの子で職員以外に世話を行う者がいない場合は別途「看護等休暇」で取得可能）】	10
	勤務制限等	□ 時間外勤務の免除/制限	小学校就学前の子を養育するために請求できる ※請求した職員の業務を処理するために措置を講ずることが著しく困難な場合や、災害など臨時の業務は除く 【時間外勤務の制限は１か月について24時間、１年について150時間を超えない】	11
		□ 深夜勤務の制限	小学校就学前の子のある職員が深夜勤務（22:00～翌5:00）の制限を請求できる ※職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができる場合を除く ※公務の運営に支障がある場合を除く	11
		□ 早出遅出勤務	小学校就学前の子の養育又は学童保育施設に託児している小学生の送迎が必要な場合、取得できる □ 早出勤務１　7:30～16:15　□ 遅出勤務２　9:15～18:00 □ 早出勤務２　8:00～16:45　□ 遅出勤務３　9:30～18:15 □ 遅出勤務１　9:00～17:45　□ 遅出勤務４　9:45～18:30	12
		□ 休憩時間の短縮	小学校第３学年までの子を養育する場合や、小学校に就学している子を送迎するため、その住居以外の場所へ赴く場合、休憩時間を短縮できる 【休憩時間　60分→45分に短縮】	13
	休業制度等	□ 育児休業	３歳に満たない子を養育する場合、取得できる　※２回取得可能 （予定：　　年　　月～　　年　　月）	13
		□ 育児短時間勤務	小学校就学前の子の養育のため必要な場合、取得できる □ 週に３時間55分勤務を５日 □ 週に４時間55分勤務を５日 □ 週に７時間45分勤務を３日 □ 週に７時間45分勤務を２日と３時間55分勤務を１日	15
		□ 部分休業	小学校就学前の子の養育のため必要な場合、取得できる 【勤務時間の始め又は終わりに30分単位／１日に２時間以内】	17
その他特記事項	※家庭等の事情について知ってもらいたいこと又は配慮して欲しいことを具体的に記載			

面談実施者			
職名		氏名	

面談結果	※面談で聴取した内容や所属で共有すべき特記事項等を記載
所属長意見	※面談や申告によって把握した事情を背景に、所属でとった措置を記載

決裁	所属長	次長等	課長補佐等